

決 裁 年 月 日	決 裁 区 分	市 長. 副 市 長. 部 長 課 長	
	保 存 区 分	永 . 10 . ⑤ . 3 . 1	
	7.1.21 フォルダー名	北竜台D街区商業施設	
情 報 公 開	公開・非公開の区分	公 開. 部分公開. 非公開	
	非公開（一部非公開を含む。）とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当)	
	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	年 月 日	
文 書 発 送	方 法	郵 便. 持 参. 使 送	
	表 示	普 通. 書 留. 速 達. 親 展	
	発 送 先	茨城県知事	
起 案 年 月 日	課 名 等	起 案 者 職 氏 名	
令和7・1・20	商工観光課 企業支援G	主幹 福山 貴之 (内線402)	
市 長	副 市 長	部 長	次 長
課 長	課長補佐	主査・係長	グループ員
(合議) 企画課長	防災安全課長	生活環境課長	
都市計画課長	道路公園課長	下水道課長	
大規模小売店舗 (北竜台D街区商業施設) の変更届出に関する意見書について			
大規模小売店舗立地法第6条第3項において準用する第5条第3項の規定に基づき、令和6年12月9日付けで公告（茨城県告示第1359号）のあった、北竜台D街区商業施設の変更届出（大規模小売店舗を設置している者）に関し、同法第8条第1項の規定により別紙のとおり意見書を提出してよろしいか。			
※北竜台D街区商業施設の変更届出について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市大規模小売店舗立地意見調整会議（以下「調整会議」）を開催し、意見の集約及び調整を行い、意見書を県へ提出するところありますが、今回の事案については、軽易な事案であるため調整会議は開催せず、調整会議設置要綱第4条第4項の規定を適用し、持ち回りによる調整で会議の開催に代える事とします。			

龍商第13号

令和7年1月21日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

龍ヶ崎市長 萩原 勇

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和6年12月9日付け茨城県告示第1359号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 北竜台D街区商業施設

所在地 龍ヶ崎市小柴一丁目7番

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株式会社新都市ライフホールディングス

代表取締役 田中 伸和

住所

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的な内容
① 駐車場の必要台数の確保について	① 来客の自動車が周辺道路の円滑な交通を阻害することのないよう必要十分な駐車台数を確保する。
② 駐車場出入口における交通整理について	② 歩行者と自動車の円滑な通行のため交通誘導員の配置について配慮する。
③ 駐輪場の確保について	③ 来客の自転車を周辺の歩道に止めることにより、歩行者の通行を阻害することのないよう、適正な規模の駐輪場を確保する。
④ 防災・防犯・青少年の非行防止対策への協力について	④ 警備員の巡回等による防犯や青少年の非行防止への協力を要する。
⑤ 騒音・振動・悪臭の発生などについて	⑤ 周辺に第1種住居地域や第1種中高層住居専用地域があることから、周辺住民に対して、騒音・振
⑥ 騒音・振動規制法による	

る規制基準順守について ⑦ 廃棄物の保管、処分について ⑧ 街並みづくり等への配慮について ⑨ その他	動・悪臭の発生について、十分な配慮を行う。 特に荷さばき施設については、住宅に近い場所に位置する箇所もあることから、利用可能時間内に作業を行うよう徹底するなど、騒音等の発生について十分な配慮を行う。 ⑥ 騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設を新たに設置する場合や特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、遅滞なく届け出を行い、規制基準等を遵守する。 ⑦ 関係法令を遵守し、適正に管理する。 ⑧ 屋外広告物については、届出を要する。 ⑨ 苦情等が発生した場合は、早急な解決に向けて、誠意を持って対応する。
--	--

(2) 理由

- ①～③大規模小売店舗立地に伴って生ずる歩行者及び自転車、自動車等での来客に起因する周辺道路における円滑な交通の阻害が発生しないよう、安全面からの配慮を要する。
- ④ 深夜帯においては、人通りも少なくなり、犯罪や青少年の非行リスクが高まることが懸念されることから、警備員による敷地内巡回等の対策に係る配慮を要する。
- ⑤ 周辺住民等の生活を考慮し、住環境を守るため、必要な措置を講じる。
- ⑥ 騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設を新たに設置する場合や、指定されている種類の建設作業機械を使用する際には、必要に応じて基準を遵守するための措置や整備を行う必要がある。
- ⑦ 廃棄物処理法などの関係法令に基づく適正な管理義務がある。
- ⑧ 茨城県屋外広告物条例第6条、第10条第1項の規定により掲出又は変更改造には許可が必要となる。
- ⑨ 苦情等の解決には、現場サイドでの迅速な対応が肝要である。

- (参考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。
 - 2 配慮を求める事項は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。